

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し（平成29年度）

平成29年5月

吹田市

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年7月30日法律第117号）第15条第1項の規定に基づき、実施方針の策定の見通しを公表する。

特定事業の名称	期 間	概 要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	担 当
(仮称) 岸部中住宅 統合建替事業	平成30年から 平成32年度末 までの3年間 (予定)	共同住宅の設計業務、 建設業務、工事監理 業務、移転支援業務	吹田市岸部中1丁目 10番	平成29年6月 吹田市ホームページにて掲載	吹田市住宅政策室 電話 06-6384-1927